関

す

る

件

0)

部

を

改 正

す

る

件

 $\bigcirc$ 総 務 省 告 示 第 百 + 号

づ ŋ 地 き 地 方 方 平 公 公 務 共 成 寸 七 員 年 等 体 が 自 共 負 治 済 担 省 組 す 告 合 ベ 法 示 き 第 施 六 金 行 +令 額 に 八  $\overline{\phantom{a}}$ 関 号 昭 す 和 三 る 地 件 方 + 公 七  $\mathcal{O}$ 務 年 員 政 等 令 部 を 共 第 三 次 済  $\mathcal{O}$ 組 百 ょ 合 五. う 法 十 に 施 改 行 号  $\smile$ 正 令 L 第 第 ++平 九 成 九 条 条 十 第 第 九 三 三 年 項 項 兀  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 月 規 規 定 定 に に 日 カュ ょ 基

平

本

則

中

平

成

+

八

年

度

\_

を

平

成

+

九

年

度

\_

に

改

 $\Diamond$ 

第

号

中

千

分

 $\mathcal{O}$ 

 $\bigcirc$ 

六

を

千

分

 $\mathcal{O}$ 

5

施

行

す

る

成  $\equiv$ + 九 年  $\equiv$ 月  $\equiv$ + 日

総 務 大 臣 Щ 本 早 苗

 $\bigcirc$  $\bigcirc$ \_ 九 \_ を に 千 改 分  $\otimes$  $\mathcal{O}$  $\bigcirc$ 第 \_ 号  $\bigcirc$ 六 中 \_  $\neg$ 千 に 改 分  $\Diamond$  $\mathcal{O}$  $\bigcirc$ 第 • 兀 兀 号 \_ 中 を 千  $\neg$ 千 分  $\mathcal{O}$ 分  $\bigcirc$  $\mathcal{O}$  $\bigcirc$  $\sqsubseteq$ 九 を に 千 改 分  $\otimes$  $\mathcal{O}$  $\bigcirc$ 第 三 号  $\bigcirc$ 中  $\neg$ 千 に 改 分  $\otimes$  $\mathcal{O}$  $\bigcirc$ 

第 五. 号 カュ 5 第 七 号 ま で  $\mathcal{O}$ 規 定 中 千 分  $\mathcal{O}$  $\bigcirc$ 三 \_ を  $\neg$ 千 分  $\mathcal{O}$  $\bigcirc$  $\bigcirc$ 六 に 改  $\otimes$ る

○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費

用に関する件の一部を改正する件

## 総 務省 告 示 第 百 + 八

等 規定に基づき、 0) 地 規定に 方公務員等共 . より地 昭 方 和 済 公共団: 兀 組 十八年自 合法: 体 施 等 行 が負担する追加費用に関する件) 令 治省告示第七十二号 (昭 和 三十七年政令第三百五十二号) (地方公務員等共済組合法 の 一 部を次のように改 附 則第七十三条第二  $\mathcal{O}$ 長期給付 Ē する。 等に関 一項及 び第三 す る施 一項の 行 法

成二十九年三月三十一日

大 Щ

第四 期給 等合併一 法第百四 を 設立した特定地方独立行政法人 元化法附 項に 亚 付 一で 、 う。 以下「法」という。 成二十八年度」 あ 般 とい 十一条の三に規定する定款変更一 規定する特定地方独立 則第七 る 地 組 第 う。 方 兀 合 独 立行 十五 員 十三条第一 に 0) 政 係 を 標準 条の二第一 法人 る追. 「平成二十九年度」 報 第七十五条第一 項 加 酬 ( 以 下 一行政法 費用 に 月 項に 規定する標準 額 (法第三条第四項に規定する特定地方独立行政法人をい 以 「特定地方 規定す 地 人、 外  $\mathcal{O}$ 方公務員等 般地· 法第 追 に、 加費用 Ź 項に定める厚生年金保険給付に係る」を「負 独立 百四 報 方独立行政法人及び法第百四 地 陋 方 とし 共済! 行 +  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 組 地方公務員等共済組 月 政 条 て \_ 法 額 組 合 をい 人等」  $\mathcal{O}$ 合法 の二に規定する職 に、 経 う。 過 とい 昭 的 和 長 以 (当該: · う。 ) 期給付 三十 下 同 Ü 合法 七 地 <del>干</del> 年  $\mathcal{O}$ 員 方 ( 以 下 引 公共 法 職員を含む。 留昭 条 継  $\mathcal{O}$ 律第百五 総 和三十 総 0 団 務 地地 般 四に規定する職員 体 額 地 方 臣 が 担 う。 当該 十二号。 設  $\mathcal{O}$ 七 方 以下 7 組 すべ 年 独 以下同  $\frac{1}{\sqrt{1}}$ L 合 法 地 本 き金! 方 同 行 た 律  $\mathcal{O}$ 政法 法 第 公共 r. 経 早苗 以 第 下 過 引継 三条 寸 的 は 五. 体 法 + 長

が

行 す 政 員 地 出 法 職 定  $\mathcal{O}$ 法 た 7 独 立 方 資 る 法 職 総 政 員 地 7 職  $\mathcal{O}$ 以 人 人 行 職 を 標 法  $\mathcal{O}$ 引 方 は 人 員 務 公 下 員 L 共  $\mathcal{O}$ 引 た 職 独 継 同 で 1 大 準 政 員 人 う。 設 額 r. <u>\\</u> 法 寸 引 継 臣 報  $\mathcal{O}$ 員 あ 立 設 等 般 行 該 等 が 体 る 膕 で 継 人 を を 合 定 立 が あ 政 特 寸 組 以 月 地 体 設 勘 般 法 合 下 併  $\Diamond$ 額 寸 る 方 定 1 う。 当該 案 員 が二以上 同 る 体 立 組 独 地 人に 地  $\mathcal{O}$ ľ, 般 ところに L <u>\f}</u> 方 総 が 合 方  $\mathcal{O}$ 員 7 以 下 た定 行 出 標 地 独 地 独 額 以 12 総 潍 方  $\mathcal{O}$ 政 立 方 資 立 で . 当 独 上 款 務 標 法 行 公 行 同  $\mathcal{O}$ L 報 あ ょ 該 で 大 共 た 職 じ 変 立 準 人 政 政 膕 あ 更 臣 る場合に 法 法 n 員 地 報  $\mathcal{O}$ 額 行 寸 月 算定 る場 設 等 で 方 体 政 が 酬 額 人 人 法 定 あ 般 を を 公  $\mathcal{O}$ 立 が 月  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ る 共 合 職  $\Diamond$ 額 設 勘 職 総 地 寸 1 L 人 あ 組 た るところ 体 う。 立 案 寸 に 員 方  $\mathcal{O}$ 員 額 (法 割 合 体 あ 独 総 が 0 で L L で 当 7 二以 た 員 第 合 が あ 立 以 7 あ 0 額 当 行 下 は を 7 る 12 職 総 る 該  $\mathcal{O}$ 百 に 上であ 乗じ 該 組 政 当 員 務 標 兀 は 組 同 特 当 該 ľ 定 合員 ょ 引 大 準 十 法 該 合 定 当 り 員 報 款 地 継 て 人 臣 地 算 得 変更 る場 該 職 膕 条 方 方  $\mathcal{O}$ が  $\mathcal{O}$ **(**法 定 公 員 た 定 標 般 定 標  $\mathcal{O}$ 独 月  $\mathcal{O}$ 引 合 款 準 第 共 <u>\frac{1}{1}</u> 80 準 額 兀 L 職 地 額 般 変 た 報 寸 に 方 報 行 継等合併  $\mathcal{O}$ に 百 員 るところに 割 独 更 あ で 酬 規 以 体 地 膕 匹 総 政 定 下 方 合 が <u>\f</u> 法 額 十 あ 月 0 月 行 す 般 を乗り 当該 額 独 額 7 る 同 人 (当 ľ る <u>\f}</u> 地 条 は 政 組  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 般 Ü 該 職 行 方  $\mathcal{O}$ 職 合 法 ょ 総 設 総 三 て得 当 地 職 員 政 独 額 員 員 ŋ 額 立 人 算定 に 方 <u>\frac{1}{1}</u> 引 該 引 法 員 に 寸  $\mathcal{O}$ ( 法 (当 当 当 規 た 独 引 継 人 行 継 職 標 体 <u>\f</u> 等 該 に 該 定 額。 第 該 継 員 政 準 L が 行 合 出 す 般 た 等 法 定 引 百 地 地 報 資 款 以下 方 以 合 併 方 る定 割 匹 政 人 地 継 膕 + 法 併 変 合 公  $\mathcal{O}$ 方 公 上 L 月 般 更 般 を 共 た 職 款 独 額 で 共 \_\_-人 同 条 般 員 変 乗  $\mathcal{O}$ 立 地 寸 額 地  $\mathcal{O}$ 寸 あ 職 等 般 更 行 0 Ü る 方 で 地 体 方 体 総 7 場 員 方 独 が を あ 地 政 独 額 が に 得 設 勘 方 般 法 当 で 独 立 る 立 当 当 規 あ 立 行 立 た 該 案 組 独 地 行 に 人 に る 行 該 該 合 立 方 定 額 特 政 L 政 あ L

費用 等 般 方 に、 案 で 該 組 地 定 五. あ 方 地 Ĺ 特 を 地 独 条 合 とし 方独立 る組 勘 独 *の* 7 定 員 方 <u>V</u> 厚 独 行 案 立 総 地  $\mathcal{O}$ て <u>\f</u> 行 第 生 合 方 標 務 政 L 行 法 政 行 年 大 員 独 て 潍 に、 <u>寸</u> 項に 臣 総 金 0 政 法 政 報 人 務 標 行 法 法 保  $\mathcal{O}$ 人 が 酬 定 政 大 人 職  $\mathcal{O}$ 険 定 準 月 人 0 職 給 法 臣 員 職  $\Diamond$  $\emptyset$ 報 額  $\mathcal{O}$ で 職 員 職 員、 る 付 るところ 酬 人 が  $\mathcal{O}$ 等 員 あ 定 総 員 追 で 地 月 \_ あ で で る 方 加 額 め 額  $\mathcal{O}$ あ 組 費 設 る あ を に  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ るところに る組 合員 る に <u>\frac{1}{12}</u> 当 組 用 総 組 職員 寸 該 合員 組 率 ょ 合 額 合員 を に当 体 合 り 地  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ が 二 標 員 で 経 算 方  $\mathcal{O}$ あ を 該 準 標 定 ょ 公共  $\mathcal{O}$ 過  $\mathcal{O}$ る組 ŋ 以 上 標 報 潍 標 地 的 L 厚 算 た 方 準 酬 報 潍 長 寸 公共 定 期 生 で 報 月 酬 報 合 割 体 合を乗り 員 額 給 年 あ 膕 膕 が 月 L た割 . 当 該 金保育 付 寸 る場合に 月  $\mathcal{O}$ 額 月  $\mathcal{O}$ に係 標 体 額 総 額  $\mathcal{O}$ 準 険 じ が 合 総 職  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ を乗 て 当 総 報 給 員 額 総 あ 付 得 該 引 当 膕 額 額 じて 当 を 等 た額 特 つて 及 該 月 継 Ű 該 当 額 追 定 等 地 得 は、 方 地 該 地 加 ع 地 合  $\mathcal{O}$ 費用 する。 た に 公共 総 方 併 方 地 方 改 独立 当該 額。 方 額  $\mathcal{O}$ 公 般 め、 寸 共 公 組 率 共 当 を 特定 体 寸 合 以 行 以 地 該 下 が 体 政 下 方 寸  $\mathcal{O}$ に、 法 連 設 地 が 体 地 経 同 同 独 合会役 ľ ľ <u>\f}</u> 設 <u>\( \frac{1}{2} \)</u> 方 過 人等 方 が <u>T</u> 設 公 的 独 行 L 共 に <u>\frac{1}{1}</u> た <u>\f</u> 長 L 政 職 \_\_ 元 職 た 寸 期 出 行 及 法 L 定 び 員 た 体 給 を 資 政 化 人 員 で 法 に 引 款 付 L 職 が 法 あ 継 設 に た に、 出 変 員  $\mathcal{O}$ 附 人 る組 等 等 更 係 額 立 合 引 則 資 継 第 等 L る 計  $\mathcal{O}$ L 合員 般 併 た 追 七 額 を た 職 当 特 般 加 + 勘 員 額 地

算 式 中 厚 生 年 金 保 険 給 付 追 加 費 用 率 を 厚 生 年 金保 険 給 付 等 追 加 費 用 率 に 改  $\dot{\aleph}$ る

別表第1を次のように改める。

 $\mathcal{O}$ 

標

潍

報

膕

月

額

 $\mathcal{O}$ 

総

額」

 $\mathcal{O}$ 

下

に

 $\mathcal{O}$ 

合

計

額」

を

加

え

る。

別表第1 厚生年金保険給付等追加費用率

東京都職員共済組合 29.8 1000	警察共済組合 23.8 1000	十 文 共 召 地 口 その他 教職員 -	表	地 方 職 員 共 済 組 合 40.5	地 光 角 地 6 2 3 4 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
29. 8 1000	23.8 1000	29. 0 1000	50. 5 1000	40. 5 1000	<b>川</b>

経 過 的 長 期 給 付 追 加 費 用 率	地共済組合の区分
	別表第2~終過的長期給付追加費用率
	都市職員共済組合
20.3 1000	市町村職員共済組合
	指定都市職員共済組合

掛

七

凝

洪

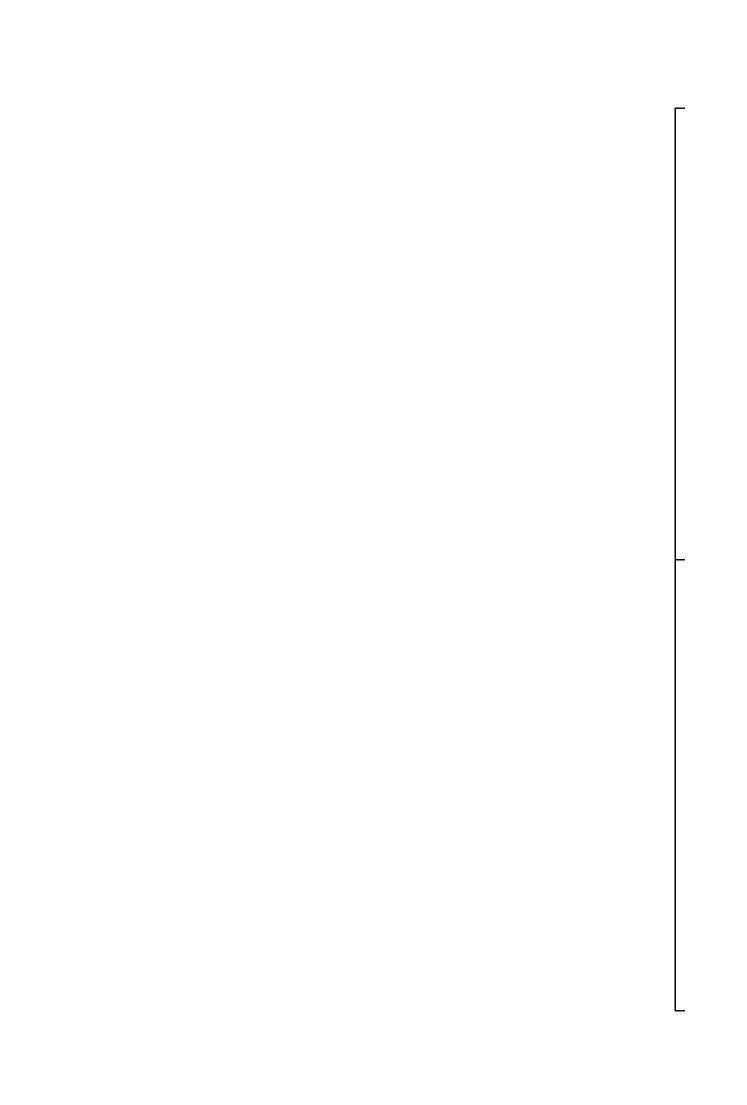
済

箔

 $\Box \triangleright$ 

義務教育職員

市町村職員共済組合 1000 
-----------------------



○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関す

る件の一部を改正する件

## 総 務 省 告 示 第 百 + 九

の規定に 成二十八年三月三十一 地 方公務員等共 ょ り 団体 等が 済 組 負 日 合法: グ担す 総 務 施 る 省告示第百二十七号 行 追 令 加 (昭 費用に関する件) 和 三十七年 政 (地方公務員等共済組 令第三百五十二号) の一部を次のように改 附 合法 則 第七 正  $\mathcal{O}$ する。 長 十五 期 給 付 条 等に  $\mathcal{O}$ 規定 関 す に基づき、 る施 行 法等 平

平 ·成二十· 九年三月三十一 日

を 下 一一を 組 体 を 地 合の経 平 を加 地 組 「負担すべ 合員 方 成二十八年度」 方 職 え、  $\mathcal{O}$ 「千分の〇」 過的長期給付に係る」 組  $\mathcal{O}$ 員 共 合 標 千 き金 済 準  $\mathcal{O}$ 分の 組 報 経 額 合が 幗 過 に、 + には、 を 的 月 · 負担` 長期 額 一元 平 \_ すべ 地 0) 給 成二十九年度」に、 を 下に 方 付」という。) 化法附則第七 き金 職員 を 「千分の六 地地 「(法第四 額 共 方の は、 済 組 十五条の二第一 地 組 合 が、 合の 方 九 に係る追加 十三条第  $\mathcal{O}$ )経過的I 法第· に、 組 法第七十五条第一 合 七  $\mathcal{O}$ 項に 費用 経  $\overline{+}$ 長期給付 項に規定する地 過 元 五 条 第 規 以外 的 化 定す 長 法 期 附 12  $\mathcal{O}$ E則第七· 項に定り . 係る追. 追加 る標準 給付 項に定め 費 に 準 用として 十五 係  $\emptyset$ 加 報 方  $\mathcal{O}$ る追 費用として」に、 る厚生年 膕 条 る 組  $\mathcal{O}$ て 厚生 加 の 二 月 合 総務 費用 額  $\mathcal{O}$ -金保 第 に 経 年 大臣 を 改 過 金 以 1 項に 外 険 う。 め、 的 保 給 長 険  $\mathcal{O}$ Щ 定め 以 追 付 期 給 本 千 規定 加 に 下 給 付 費 係 分 る 付 に 早 同 用と る する 苗  $\mathcal{O}$ 地方 係 以 る

寸

 $\mathcal{O}$ 

て

に改め

る。